



山形県公報

令和3年3月16日(火)
第188号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部改正……………(農業技術環境課)…203
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課)…204
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課)…同
- 同……………(同)…205
- 県道の供用の開始……………(同)…同
- 同……………(置賜総合支庁建設総務課)…同
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課)…同
- 同……………(同)…206
- 同……………(同)…同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会計局)…同

教育委員会関係

告 示

- 山形県教育委員会3月定例会の招集……………207

病院事業局関係

規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(新型コロナワクチン接種総合企画課)…208

正 誤

告 示

山形県告示第160号

昭和57年3月県告示第499号(山形県農作物優良品種)の一部を次のように改正する。

令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

29 トールフェスクの項を次のように改める。

29 削除

30 ペレニアルライグラスの項ジャイアント(昭和57年)の項を削る。

32 おうとうの項に次の1項を加える。

山形C12号(令和3年)

山形県農業総合研究センター園芸農業研究所において育成した品種である。

紅秀峰を種子親の母とし、レーニアと紅さやかなの交雑系統を花粉親の父とした品種である。

開花期は紅秀峰とほぼ同時期で、佐藤錦よりも4日程度早い。
 収穫期は6月下旬頃で、佐藤錦の収穫期後半から紅秀峰の収穫期までとなる。
 果実の果形は、腎臓形で、果重は11～12グラムと大玉である。
 果肉色は白色であり、裂果は少ない。糖度は20度程度であり、酸味がやや少なく、肉質が硬く、食味は良好である。
 県内一円に適する。

山形県告示第161号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営畑地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営畑地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
 遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間
 令和3年3月16日から同年4月13日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月16日から同月30日まで縦覧に供する。

令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 舟形大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町舟形字大堀574番9から 同 木友沢647番4まで	旧	16.1メートル } 11.6	メートル 860
同 上	新	17.1メートル } 9.8	同 上

山形県告示第163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月16日から同月30日まで縦覧に供する。
 令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市大字飛田字大場屋敷1935番から 同 升形字下野165番3まで	旧	37.8 <small>メートル</small> } 4.6	<small>メートル</small> 900
同 上	新	57.2 <small>メートル</small> } 13.0	同 上

山形県告示第164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月16日から同月30日まで縦覧に供する。
 令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 舟形大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町舟形字大堀574番9から
同 木友沢647番4まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

山形県告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和3年3月16日から同月30日まで縦覧に供する。
 令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 梨郷赤湯停車場線
- 2 供用開始の区間 南陽市竹原字石仏42番7から
同 上加津木沢3288番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年3月16日

山形県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
 令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称 東根市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 東根都市計画下水道事業
 - (2) 名称 東根公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）東根市流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容 設計の概要および事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間 昭和51年9月22日から令和8年3月31日まで

山形県告示第167号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山辺町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
(2) 名 称 山辺町公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）山辺町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成元年7月28日から令和8年3月31日まで

山形県告示第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
(1) 種 類 尾花沢都市計画下水道事業、大石田都市計画下水道事業
(2) 名 称 尾花沢公共下水道、大石田公共下水道（最上川流域下水道（村山処理区）尾花沢市大石田町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
設計の概要及び事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成7年7月4日から令和8年3月31日まで

山形県告示第169号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	廃止年月日
名称及び代表者氏名	所在地		
株式会社 メフォス 取締役社長 岡田 泰紀	東京都港区赤坂二丁目23番1号	米沢市金池五丁目2番25号	令和 3. 3. 31

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第3号

山形県教育委員会3月定例会を次のとおり招集した。

令和3年3月16日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年3月17日（水）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 最上地区の県立高校再編整備計画（第2次計画）について
 - (2) 教育委員会職員の人事について
 - (3) 教職員の人事について

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月16日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

「 遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査料 」	HBOCスクリーニング	1回につき	90,530円	を
	BRCA MLPA	1回につき	44,330円	
	HBOCシングルサイト	1回につき	33,330円	
「 遺伝性乳がん・卵巣がん遺伝子検査料 」	HBOCスクリーニング	1回につき	90,530円	に改め、
	BRCA MLPA	1回につき	44,330円	
	HBOCシングルサイト	1回につき	33,330円	
新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査料	山形県立河北病院における検査に係るもの	1回につき	5,000円	

同表の備考に次の1項を加える。

- 4 この表において「新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査料」の対象者は、山形県内に居住する者その他これに準ずると認められる者であって、山形県病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月18日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年3月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
紫外線照射装置ライトストライク 1式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2331
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年2月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社シバティンテック山形支店 山形市桜田東二丁目1番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 32,450,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成14. 3. 29	第1326号	341	20	ホをへとし	へをととし、ホをへとし
平成16. 2. 27	第1520号	197	下から20	同号ホ中	同号ホ中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に、同号へ中
同	同	同	下から19	同号へ中	同号ト中